

大分県事業リスタート支援資金特別融資事務に関する要領

令和3年4月1日制定

(趣 旨)

- 1 大分県事業リスタート支援資金の融資事務に関しては、大分県事業リスタート支援資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第3条第1項に掲げる金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社伊予銀行
- (8) 株式会社福岡銀行
- (9) 株式会社北九州銀行
- (10) 横浜幸銀信用組合

(資金の用途)

- 4 融資の対象となる資金の用途は、事業再生の計画の実施に必要なものに限るものとし、設備資金にあつては、次の要件を充たすものとする。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、6箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

(融資限度額)

- 5 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。

(融資申込み受付時期)

- 6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

(融資の申込手続)

- 7 融資を受けようとする中小企業者等は、大分県事業リスタート支援資金特別融資に係る通知書（様式1。以下「通知書」という。）3通に、別表1に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、指定金融

機関に提出しなければならない。

(経営指導等)

- 8 指定金融機関は通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

(融資内容の審査)

- 9 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定等)

- 10 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人の徴求については、原則として法人代表者以外は徴求しないものとする。また、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。(同対応を希望する場合は、経営者保証免除対応確認書(様式5)により、指定金融機関に申出ること。)なお、担保については必要に応じて徴求する。
- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を指定金融機関に通知するものとする。
- (3) 削除
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

(債権管理)

- 11 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

- 12 融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。
- (2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。
- (3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書(様式4)及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

13 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書(様式2)により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

(期中管理)

14 指定金融機関は、事業再生計画実施関連保証制度要綱(感染症対応型)(令和3年3月11日付けで中小企業庁が制定したもの。以下同じ。)の定めるところにより、事業再生の計画の適切な進捗管理等を行わなければならない。

(取扱期間)

15 事業再生計画実施関連保証制度要綱(感染症対応型)に準じる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 1

区 分	添 付 書 類
共 通	(1) 信用保証委託契約書(印鑑証明書添付) (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあつては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表(各2通) (5) 法人にあつては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあつては、当該許可・認可証の写し (7) 組合にあつては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (8) 事業再生計画実施関連保証制度要綱(感染症対応型)に基づき策定した事業再生計画書の写し (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	(10) 経営者保証免除対応確認書(様式5 同対応を適用する場合に限る) (11) 機械設備等の購入にあつては見積書又は仮契約書、カタログ (12) 土地・建物の取得にあつては売買に係る仮契約書の写し、登記簿謄本

様式1

大分県事業リスタート支援資金 特別融資に係る通知書

※提出部数 3部
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
 又は指定金融機関
 (組合にあつては、大分県中
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申 込 額		企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種		取 扱 品 目	
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従 業 員			
		常 用 (役員・ 家族除 く)	人	常 用 (役員・ 家族)	人 臨 時 (パート含)
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金 融 機 関 からの 借入金総額	万円
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()	最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関	
		資 産 総 額	万円	2 主な取引先又は親企業	
借 入 希 望 融 機 関	(支店)	負 債 総 額	万円	3 事業開始年月	
		資 本 金 (元入金)	万円		
借 入 金 の 使 途	設備の種類・数量等	金 額	連 転 資 金 の 場 合	必 要 な 運 転 資 金 の 内 容	金 額
		計 万円	場 合		計 万円
資金を必要とする理由(具体的に記入して下さい。)					
計 画 策 定 支 援	計画策定にあたって支援等を受けた支援機関等を○印で囲んでください。 1 経営サポート会議、2 (独) 中小企業基盤整備機構、3 事業再生ADR、4 (株) 整理回収機構、 5 (株) 地域経済活性化支援機構、6 (株) 東日本大震災事業者再生支援機構、7 私的整理ガイドライン、 8 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン、 9 (独) 中小企業基盤整備機構が出資した再生ファンド、10 産業競争力強化法に規定する認定支援機関 11 中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関				
連帯保証人(詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)					
氏 名	年 齢	住 所	職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL () -			
		TEL () -			
		TEL () -			

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

様式 2

大分県事業リスタート支援資金融資状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指定金融機関名

（担当者氏名 ）

貸出残高状況（総括表）

前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

様式4

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

- 1 被保証人
住所
氏名・名称
業種
- 2 保証状況
資金名
当初保証金額
現在残高
融資実行日
融資期間
融資金融機関
- 3 変更内容
- 4 意見

経営者保証免除対応確認書

住 所

法 人 名

代表者名

私は、大分県事業リスタート支援資金（以下「本制度」という。）を利用するにあたり、経営者保証免除対応の適用を受けたく、ここに依頼いたします。

なお、経営者保証免除対応の適用により、通常の信用保証料率に比べ0.2%上乘せとなること(注)、また、経営者保証免除対応適用の可否につきましては、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを承知しています。

(注) 本制度の通常の信用保証料率は、責任共有制度の対象の場合は0.8%、責任共有制度の対象除外の場合は1.0%であり、そのうち0.6%、0.8%がそれぞれ国により補助されます。上乘せとなる0.2%についても国により補助されますが、条件変更により追加で信用保証料が発生する場合、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

(金融機関使用欄)

申込金融機関として、申込人が、本制度要綱に規定する以下の①及び②の要件を満たしていることを確認しております。

なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて が資産超過であること。

純資産合計 円

(令和 年 月期決算)

※ 純資産合計については、決算上の財務数値をそのままご記入ください。

- ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

※ 「法人から経営者への貸付金・仮払金等が、総資産の1%以下又は100万円以下であること」を最低限の目安としつつ、金融機関として総合的に判断してください。

* ①「令和2年1月29日時点における直近の決算」とは、同時点から遡ること概ね1年間の決算を指し、ご記入あたってはその始期にあたる平成31年1月期決算から本様式の記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であることをご確認ください。

* ②については本様式記入日時点における直近の決算でご確認ください。